

判決年月日	平成18年2月27日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成17年（ネ）10007号		
○ 医薬品等の小売業者が商品の仕入価格を開示した行為が、その製造販売業者の営業秘密を不正に開示するものではないとして、不正競争防止法2条1項7号所定の不正競争に当たらないとされた事例			

（関連条文）不正競争防止法2条1項7号

1 事案の概要

Xは医薬品等の小売業者、Yはその製造販売業者である。XとYは、平成9年8月、Yの製造販売する医薬品等の商品（Y商品）をXがYから継続的に購入することについての取引基本契約（本件取引基本契約）を締結し、それ以降継続的に取引をしていた。Xは、平成13年1月～5月、Y商品の仕入価格を開示して行うセール（原価セール）を実施した。Yは、Xに対し、本件取引基本契約を即時解除する旨の通知をした。

本件は、Xが、Yに対し、本件取引基本契約上の当事者の地位にあることの確認と、同契約に基づく商品の引渡しを求める訴訟である。Yは、商品の仕入価格（Yにとっての卸価格）はYの営業秘密であり、これを開示したXの行為は不正競争防止法2条1項7号所定の不正競争に当たるから、Xには契約上の義務違反ないし信義則上の義務違反があるのであって、Yによる契約解除は有効であるなどと反論した（このほか、独占禁止法、不当景品類及び不当表示防止法、商慣習等に違反するなどといった主張もされた。）。

原審（東京地判平16・2・13（平14（ワ）5603）最高裁ホームページ）がXの請求をいずれも認容したことから、これを不服とするYが本件控訴をした。

2 本判決

本判決は、不正競争防止法2条1項7号について、「情報を開示する行為が同号所定の不正競争に該当する」というためには、① その情報が営業秘密に当たること、② 営業秘密の保有者からその営業秘密を示されたこと、③ 不正の競業その他の不正の利益を得る目的又はその保有者に損害を加える目的があることを要する。Yは、Y商品の仕入価格（Yにとっての卸価格）はYの営業秘密であり、YがXに示したものであるから、Xが本件原価セールの実施に当たりチラシにこれを記載して開示した行為は同号所定の不正競争に該当すると主張する。しかし、Y商品の仕入価格は、売買契約の当事者（売主であるYと買主であるX）の合意によって形成されるものであるから、これがYからXに「示された」とみることが適切でない。したがって、Y商品の仕入価格が上記①の営業秘密に当たるとしても、上記②の要件を欠くといわざるを得ない。これに対し、Yは、本件における仕入価格はYがあらかじめ定めて、Xに示したものであって、Xとの間で価格を折衝する余地はないから、上記②の要件を満たす旨を主張する。しかし、Yがあらかじめ一方的に定め

たものであっても、Xがこれに同意しなければ売買契約は成立しないのであり、Xは自らが購入した商品の仕入価格としてその情報を保有することとなるのであるから、Yの主張は上記判断の妨げとなるものではない。また、そのほか、XがY商品の仕入価格をチラシにより開示するに当たり、不正の利益を得る目的又はYに損害を加える目的を有していたと認めるに足りる証拠はないから、上記③の要件の充足性も認め難い。したがって、XがY商品の仕入価格を開示した行為が同号所定の不正競争に当たるということはできない。」と判示して、Xの行為は同号所定の不正競争に当たらないと判断した。

また、本判決は、その余の点についても、Yの主張をすべて排斥した。

そして、Xの請求はいずれも理由があると判断して、Yの控訴を棄却した。

3 関連事件

なお、本件の関連事件として、東京地判平14・2・5（平13（ワ）10472）判例時報1802号145頁、東京高判平16・9・29（平14（ネ）1413）最高裁ホームページがあるので、併せて参照されたい。